

令和 8 年 7 月 6 日

各県立学校長 殿

保健体育課長

校外活動等での船舶による運送利用時の安全確保の徹底について（依頼）

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課等から依頼がありました。

ついては、夏季において、船舶による運送を利用した校外活動等の機会が増えることが想定されるところから、下記の点を含め、改めて安全確保の徹底についてお願いいたします。

記

1 船舶による運送を利用する際の留意点【別添 1 参照】

- ・ 関係事業者における業務運営上必要な登録や保険加入の有無の確認等が重要であること。
- ・ 船舶により旅客を運送する事業には海上運送法の許認可の取得が必要となっているところ。
- ・ 事業者の許認可情報は、事業者に直接確認いただくほか、地方運輸局等からも確認することが可能。
- ・ 船運航事業者の安全対策への取組状況を検索できる「旅客船事業者の安全情報検索サイト」を活用することで確認することも可能。

2 国土交通省のリーフレットの活用【別添 2 参照】

連絡先

学校体育安全係 山下

電話 099-286-5314

mail: gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※本文書の分類基準表上の分類記号：「G-6-0(安全指導総括)」

令和 8 年 7 月 6 日
(保健体育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会 教育長

校外活動等での船舶による運送利用時の安全確保の徹底について（依頼）

このことについて、別添のとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課等から依頼がありました。

ついては、夏季において、船舶による運送を利用した校外活動等の機会が増えることが想定されるところから、貴管下の各学校長に対し、下記の点を含め、改めて安全確保の徹底について確認するよう周知してください。

記

1 船舶による運送を利用する際の留意点【別添 1 参照】

- ・ 関係事業者における業務運営上必要な登録や保険加入の有無の確認等が重要であること。
- ・ 船舶により旅客を運送する事業には海上運送法の許認可の取得が必要となっているところ。
- ・ 事業者の許認可情報は、事業者に直接確認いただくほか、地方運輸局等からも確認することが可能。
- ・ 船運航事業者の安全対策への取組状況を検索できる「旅客船事業者の安全情報検索サイト」を活用することで確認することも可能。

2 国土交通省のリーフレットの活用【別添 2 参照】

連絡先

保健体育課学校体育安全係 山下

電話 099-286-5314

mail: gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

事 務 連 絡
令和 8 年 6 月 3 0 日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項
の認定を受けた各地方公共団体担当課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
スポーツ庁地域スポーツ課
文化庁参事官（芸術文化担当）付
文部科学省高等教育局私学部私学行政課

校外活動等での船舶による運送利用時の安全確保の徹底について

夏季において、船舶による運送を利用した校外活動等の機会が増えることが想定されることに鑑み、改めて安全確保の徹底について確認をお願いします。

学校において校外活動等を実施するに当たっては、事故防止等に万全の措置が必要です。学校における校外活動等を含めた児童生徒の安全の確保については、学校保健安全法第 29 条において各学校で「危機管理マニュアル」を作成することが義務付けられており、文部科学省としてはこれまでに、学校のマニュアル作成の参考となる「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年 2 月）等を示してきました。

さらに、船舶による運送を利用する際は、別添 1 のとおり、関係事業者における業務運営上必要な登録や保険加入の有無の確認等が重要であること、また、船舶により旅客を運送する事業には海上運送法の許認可の取得が必要となっているところ、事業者の許認可情報は、事業者へ直接確認いただくほか、地方運輸局等からも確認することが可能であり、また、船舶運航事業者の安全対策への取組状況を検索できる「旅客船事業者の安全情報検索サイト」を活用することで確認することも可能であることなどの留意点を周知してきたところです。

加えて、別添 2 のとおり、国土交通省において上記の内容をリーフレットにより周知しており、こうした情報も活用しながら、安全確保を徹底していただきますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県にあっては所轄の学校及び学校法人に対して、国公立大学法人にあっては設置する附属学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人にあっては設置する学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体にあっては認可した学校に対して周知いただくようお願いします。

別添 1 学校における校外活動の安全確保の徹底等について（令和 8 年 4 月 7 日付け文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長、高等教育局長通知）（抜粋）

別添 2 国土交通省作成リーフレット

＜本件担当＞

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
電話（代表）03-5253-4111（内線 2966）

別添 1

学校における校外活動の安全確保の徹底等について
(令和 8 年 4 月 7 日付け文部科学省初等中等教育局長、総合教育政策局長、高等教育局長通知)
(抜粋)

1. 学校における校外活動時の安全の確保について

(略)

加えて、今般の事案を踏まえ、修学旅行等においては、利用する旅客運送の安全確保（例：関係事業者における業務運営上必要な登録や保険加入の有無等）について、予め確認すること等も重要である。

特に、船舶により旅客を運送する事業には、海上運送法の許認可の取得が必要となっていてるところである。海上運送法の許認可を取得した事業者については、安全管理規程において発航基準等を定め地方運輸局等に届出し、経営の責任者、運航管理者、船長等は安全管理規程を遵守することが義務づけられている。このため、特に修学旅行等において船舶を利用する場合には、海上運送法の許認可を取得した事業者を選定すべきである。船舶運航事業に係る海上運送法の許認可の取得の有無については、船舶を運航する地域の地方運輸局等にお尋ねいただければ確認することが可能であり、また、船舶運航事業者の安全対策への取組状況を検索できる「旅客船事業者の安全情報検索サイト」を活用することで確認することも可能である。なお、船舶の利用時点では情報が変更となっている場合があるため、最新の情報については、地方運輸局等又は事業者へ確認することが望ましい。

船舶を利用するみなさまへ

「安全確認」 できていますか？

事前に確認！

観光・レジャー・イベントで船舶に乗るときは、海上運送法に基づく手続きを行っている事業者の利用が大切です。



楽しい船旅のために

運航する事業者が許認可を得ているかを確認することが重要となります。

事業者の許認可情報は、事業者に直接確認いただくほか、ご不明な点は地方運輸局等からもご確認いただけます。

あなたの楽しい船旅のために、安全確認は万全に！

※右下QRコードの検索サイトからも事業者の安全対策への取組状況が確認できます。

地方運輸局等
連絡先一覧



旅客船事業者安全情報
検索サイト



国土交通省